

『R5年度税制改正法人税（6） 株式交付制度の特例の見直し』

株式会社が他の株式会社を子会社にするために、当該他の株式会社の株式を譲り受け、その対価として自社の株式を交付する、株式交付制度。株式交換と異なり100%子会社にする手法ではなく、買収会社株式を対価として被買収会社株式を買い取る手法であるため、組織再編税制の対象とはされず、株式交付子会社の株主における株式譲渡損益の繰延べに係る特例のみが導入されていた。今回は、この規定の一部に改正が入り課税強化されることとなった。

改正後は、株式を交付した親会社が、交付後に同族会社(非同族の同族会社を除く)に該当する場合は、非課税の規定の対象から除外される(所得税についても同様)。例えば、株主A(個人もしくは法人)が、S社(株式交付子会社)の株式と引換えにP社(株式交付親会社)からP社の株式の交付を受け、結果としてP社の発行済株式数の50%超を獲得することとなった場合、Pは同族会社に該当することとなる。そうすると、株主Aは譲渡損益の繰延べができず、譲渡課税が発生する。



令和5年10月1日以後に行われる株式交付から適用される。株式交付制度を利用して企業買収やグループ会社の組織再編等を検討している場合には、この改正の影響を受けることも考えられる。

『迫る通貨のデジタル払い開始 各事業場で事前準備が必要に』

労働基準法では賃金の現金払いが原則だが、労働者の同意があれば銀行口座などへの振込みが可能となる。昨今、キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化が進み、それらへの対応が求められるようになったことから、労働者の同意があれば〇〇ペイなどの、一部の資金移動業者の口座への賃金の支払いが認められるようになった。この賃金のデジタル払いについては、4月1日から資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請を行うところから始まる。申請受理後、同省で審査を行い、基準を満たした場合は同省により指定を受け、デジタル払いが可能となる。

各事業場では、デジタル払いを行うに当たり、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金デジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要がある。その上で、賃金のデジタル払いを希望する個々の労働者は、留意事項等の説明受け、制度を理解した上で、同意書に賃金のデジタル払いで受け取る賃金額や、資金移動業者口座番号、代替口座情報等を記載して、使用者に提出することが必要になる。もちろん、労働者が希望しない場合は対応不要だ。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com